**施設整備等補助事業の実施について**

１．補助金の名称

　　　流山市地域密着型サービス等施設整備事業補助金

　　（施設開設準備経費等支援事業分）

２．補助事業の概要

　　　流山市高齢者支援計画（以下「支援計画」という。）に基づき、地域密着型サービス等を提供する施設等を整備する者に対し、予算の範囲内においてその経費の一部に対し補助金を交付するものである。

　　　本市の補助金の財源は、千葉県介護施設等整備事業交付金である。なお、本市における独自の財源は支出しないものである。

３．運営協議会との関係性

　　　当該補助金に係る交付要綱において、補助対象事業者は運営協議会の意見を踏まえて選定するのが原則とされているが、一方で、支援計画を実行する上で、特に市長が必要と認めた場合は、補助対象事業者とすることができる。なお、当該補助事業は後者の例である。

　　　よって、地域密着型サービスの質の確保、運営評価その他市町村長が地域密着型サービスの適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項について協議するという運営協議会の役割を踏まえ、本協議会に報告するものである。

４．令和元年度補助事業の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象事業者 | 株式会社　マザーライク |
| 介護施設等の種類 | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 |
| 施設名称 | 秋桜ヴィレッジ流山訪問介護看護事業所 |
| 施設所在地 | 流山市南流山8-2-1　ﾛｲﾔﾙｼｬﾄｰ南流山1F |
| 開設年月日 | 令和２年４月１日開設予定 |
| 補助予定額 | 14,000,000円 |

５．事業者選定について

　　　整備予定事業者の選定について、公募は実施しないものとした。その理由は以下のとおりである。

　　　①：定期巡回・随時対応型訪問介護看護は第7期介護保険事業計画に位置付けられている整備事業のため、市補助金を交付することができるものとする。

　　　②：補助金の財源は国費であり、それは税金等といった公的な財源で構成されていることから、その使途は公平性を確保する必要があるが、公平性を確保するための手段は公募に限られず、必要があると判断し場合には、補助金を交付することができること。

　　　③：定期巡回・随時対応型訪問介護看護は運営・経営が困難なサービスであり、経営基盤が安定している事業者でなければ安定したサービス供給が難しいこと。

　　　④：①～③について、十分理解した上で、事業に参入するできる見込みのある事業者を個別に声掛けをしていたが参入の見込みが立たなかったこと。

　　　⑤：④を踏まえ、株式会社マザーライクより参入の意向があり、協議を重ねた結果、これまでの運営実績から自事業者の体制で十分なサービス提供体制を築くことのできること、また、南部圏域及び東部圏域をサービス提供地域とすることで早期に市全域に定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービス提供が可能となること等から当該事業者に整備をさせることと判断した。